

健康保険証に 変更があったとき

健康保険証の記載内容に変更があった場合、下記制度の変更届が必要です。

手続きに必要なものをご持参のうえ、市健康増進課医療年金担当（市役所1階④番窓口）まで申請してください。

子どもはぐくみ医療費助成制度

- ◎子どもの健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき
- ◎扶養者が変わったとき

【手続きに必要なもの】

- ・子どもの健康保険証
- ・受給者証
- ・印鑑

※被保険者または扶養者が変更された場合、所得課税証明書も必要となりますことがあります。

重度心身障害者医療費助成制度

- ◎加入している健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき
- ◎新しく手帳が交付されたとき（障がいの程度や等級の変更がない場合を含む）

【手続きに必要なもの】

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・健康保険証
- ・受給者証
- ・印鑑

【お問い合わせ・申請先】

市健康増進課医療年金担当（市役所1階④番窓口 TEL 32・4120 / FAX 35・0173）まで。

70歳以上の方の自己負担割合を変更

4月から医療費の 自己負担割合を変更

70歳から74歳までの方の医療費の自己負担割合は原則2割でしたが、国の特例措置により平成26年3月までは1割負担となっていました。

これが制度改正により、平成26年4月から新たに70歳になる方から順に2割負担に戻されることになり、平成31年度には70歳から74歳までの方は原則2割負担となります。

昭和19年4月2日以降

生まれの方

70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方は誕生日）から医療費の自己負担割合が2割になります。

昭和19年4月1日以前

生まれの方

従来どおり医療費の自己負担割合2割を1割に据え置かれます。

現役並み所得がある方

医療費の自己負担割合は3割のまま変更ありません。

新たに70歳になる方は、69歳までの3割負担から2割負担になり、既に70歳以上で1割負担であった方は、そのまま継続されるため、今回の変更で個人の負担が増えることはありません。



1割負担据え置きの方に 高齢受給者証を 3月末までに送付

国民健康保険高齢受給者証の自己負担割合が1割負担据え置きの方には、『2割（特例措置により1割）』と記載された新しい高齢受給者証を3月末日までに送付します。

なお、毎年8月が定期更新のため、7月31日が有効期限となります。

詳しくは、市健康増進課国保担当（TEL 32・2113 / FAX 35・0173）まで。